

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月29日 10時43分ごろ
発生場所	長崎県長与町 ^{ふた} 二島南方沖（大村湾） 長与港防波堤A灯台から真方位350° 2.5海里付近 （概位 北緯32° 53.5′ 東経129° 51.4′）
事故の概要	警備艇いそかぜは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年7月30日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	警備艇 いそかぜ、10トン
船舶番号、船舶所有者等	291-39895長崎、内閣府
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に亀裂、プロペラに曲損、プロペラシャフトブラケットに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.5m（大村）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、大村湾で警ら活動に従事する目的で、GPSプロッターを作動させて航行中、船長が、二島の南側に赤色の物体を認めたので、同物体を確認しようと約7ノットの対地速度に減速して接近した。</p> <p>本船は、船長が、二島南方沖に浅所が存在することを知っていたが、赤色の物体を確認することに気を取られながら目視により操船を続けた。</p> <p>船長は、浅所に近づいたと思って水深計を見たところ、水深が約3mであることに気付き、停船しようとしたものの、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.3mであった。</p>
分析	本船は、大村湾を航行中、船長が、二島の南側に認めた物体を確認することに気を取られ、目視のみにより操船を続けたことから、二島南方沖の浅所に接近していることに気付くのが遅れ、浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、大村湾を航行中、船長が、二島の南側に認めた物体を確認することに気を取られ、目視のみにより操船を続けたため、二島南方沖の浅所に接近していることに気付くのが遅れ、浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 浅所が存在する海域を航行する場合、GPSプロッターを活用して船位の確認を適切に行うこと。